時事新報

流行の壓制

壓制と云へば政治ゑ限るものゝやうに聞ゆれども人間社會の風俗習慣を以て人々の言行を心の思ふがまゝゑ任せざる其有樣は政治の力よりも却て強大なるものあり米國の如き政治の自由は世界第一と稱して爭ふ者あると雖も其風俗習慣に至りては國人をして敢て犯すを得せしめず一毫の微も之を犯す者あれば其社會の中ゑ居るを許されず左ゑ記すは紐育へラルドの拔萃譯ゑして彼の國ゑ流行の嚴あるを示したるものあり一見奇あるが如く又愚なるが如くなれども退て考ふれば我日本國ゑ於ても同樣の事相あるに非ず例へば封建の時代に諸大名の奥ゑ奉公する女中の禮儀作法、衣裝の取廻はし等極密周到、厘毫の反則を許さずして犯す者は忽ち仲間は齒するを得ず又武士の心掛けと稱するものの如き其外見粗暴あるに似たれども坐作進退常に武道の要を忘るゝことなく鯨飲泥醉前後を知らざる其中にも武士は則ち武士ゑして双刀の帶法を誤り刀を道ゑ遺失したる者あるを聞かず況んや其平生に於てをや一言一行一進一退も武家固有の風采を失はず若し萬一も其邊に如何しきものあれば武士の廢物として風上にも置かれざるを常とす武家ゑして斯の如くあれば他の種族にも自から固有の風習を存して之に從はざるはなし左れば今米國に流行の壓制甚だしと云ふも吾々日本國人が封建時代の事を思へば又驚くにも足らざるが如し唯今日の日本は人事變遷の最中ゑして恰も習慣流行の未だ體を成さゞる時節あればゆゑ他國の風を觀て奇異の感を發するのみ

〈フルドの記事に云く時々の流行を追ふて油斷なしと稱する某令嬢が此頃ニューヨーク新聞記者に會して順次に云ふやう記者足下は時の流行ゑ後れざる人と爲るを以て容易なる事と思召されんあれども道は實にひつかしき大事ゑして左る代りに不斷みれに心掛けて怠らざるときは又それ丈けの報もあるゑとなり扨何事ゑても一度世の流行を成すときは其勢ひ恰も奔流の低きに就くが如く之を遏めんとして遏む可らず又みれより遏れんとして遏る可らず斯く話す一分一瞬の間と雖も皆夫々當世風の流行規則ありて嚴重ある掟の下ゑ制せらるゝが如し例へば午後保養馬車に乘りて運動するにも流行を追ふ娘の子は小心翼々敢始當世に通用する規則の中ゑ一身を奉して束縛せられざるはなし先づ車中に坐を占むるや注意して行儀ゑ形容を取繕ひ、手ゑ持つ日傘をば お定まりの方法ゑ倒け受に於て始めて進行を命ず抑もゑの形容の取繕ひに精神を費すは流行社外の凡百を以ては窺知る可らざる程の微細ゑ達し夫より馬車の快走中も進ずから後を振向き又己れの身容を亂る躰は孰れも現行の流行規則に背くの罪として之を慎しまざる可らず左れば車上の令嬢は其形容痴あるが如く又死せるが如く恰も達磨の壁に面するが如くにして始めて流行社會の裏秘を得たる者と知る可し主婦の心得右[illegible]ば敢て亦從て流行規則を嚴重し巧みに繰りて車中の主人に其實を保たしむる樣[illegible]る可らず斯くて主婦は已が座ゑ[illegible]既に十分なりと思ふとき[illegible]ば之れを細目に記者臺の上に[illegible]人形の如き取者は稱を兵士の體魂の如く持ち構へ徐ろに轡を聽して馬首既に歸路に向へば再び鞭を持爲して馭法亦前の如し、已が氣儘の保養さへ自由の國に自由の身の不自由ある事件の如し左れば又車より出るも嚴重なる流行規則あるゑと勿論にして頭を先にし體を前に屈する抔は大に現行の流行に違ふものあり合式の流行敢育を受たる婦人は先づ右の片足を車の踏臺の上に達せしむる迄は悠然と構へて座を離れず一足臺に達して始めて少しく腰を持上げ全身の重量を踏臺に委ねて下なる石段の上にやさしく淨り下るなり

お極まりの流行法律の外に隨伴せる條例も亦尠あからず例へば宴會の席上に酒を欲せざる時は已れの酒盃の中に手袋を投込む事より又芝居見物の座ゑ於て その看棚は舞臺に接近し演技を觀るに苦まざるも態と苦しむ者の如くにして雙眼鏡を用ふる抔に至るまで常に變遷して止まざる種々樣々の流行あり歩行法の如きも毎流行期に同しからず今私は時の令嬢達が何樣にまで其歩法に心を凝して流行海の泥に醉ひしかをお話し申さんゑ足下は定めて御承知の事あらんが數期前ゑアレキサンヅラ跛脚行と云ふ流行を催はし[illegible]り私は當時未ず年若うして流行社會に在らざりしと雖も私の姉は恰も其流行規則に制せられて一方所にまで達したるものゝ如し政治は猫よりも優しきに流行は虎よりも猛ありと知らる可し尚ほ流行令嬢が美ゑして肥えたる右の手は左の手の腕首の少し上の處を最と和かに握り纏指の頭は隱れて風に吹ゝる〻筒袖の下にありしはッィ此頃の事なりしに今の流行に隨へば袂話中は手を中腹の邊に保ち然して手袋は脱し居れり、然れども少し以前には私もイヴァンサエリーン形（米國の詩人ロングフェッロウのイヴァンサエリーンと題したる詩中の美人）ゑ則り雙手を腰掛けたる膝の上に握り合して置き居れり其又以前には左手の指以て胸下のボタンを弄ぶと一般に流行したりき

偖是等の細かなる流行の源を語りなば足下は定めて一驚を喫しもせられんが未ず程立ぬその以前に芝居見物の令嬢達は恰も其兩眼を用心するが如く手袋を欲めながら右の手を率て顧ゑかざし居たり今その流行の由來を探ぬるゑ珍しや其頃或る金滿家の娘にして而もその人は流行社會ゑ鏘々の名を鳴らし正に是れ一箇の流行女將軍ゑてありけるが月ゑ叢雲の隙ゑ漏れず幼少の時[illegible]ち右の手を傷けたれば爾來その疵痕を[illegible]め毎に手袋をはめたり然れども天然の美は[illegible]は一小疵痕の爲めにその全手の美を空ふす可らず[illegible]手は見せたし疵痕は隱したし、起つ居つの思案の中に女將軍は一策を案じ芝居見物の會を幸ひに檢査の中より彼の[illegible]手を人に時らんものと屋々蠟のあたりゑ手袋を飾めたるまゝ右の手をげ率て觀く巧みに變變に觀るゝを以て當時の流行の樣式如何で之を見遷す可けんやとて彼左手は滿場の娘軍美知で之を見遷す可けんや男軍の計略堪難を驚すに在りと雖も其實は則ち事に可しとて是に於てか三軍率て右手の樣美を示さんとし扨みな手袋のまゝ顧ゑ手をかざす流行の起原とはなれり

狂ゝ愚か私は知らず私は唯世の流行に後れざるに勉むるのみ私は唯世と上下浮沈するのみ否ゑ之を遠れんとするも遠る可らざるなり然りと雖も實に吾々を惱殺するものは私評して精神の流行とも名つく可き所のものゑして時に流行する無形の智識の變幻極まりなき其有樣は之を尋常一樣の智識に比して大に趣を異にせり足下嘲ふ笑ふ勿れ此智識は右進左行一定の止處あく唯已れの無學を全く充分ゑ掩ひ隱すか、又不充分あがらも之を掩ひ隱する足る程の心得方にして交際社會ゑは甚だ重寶なるものあり而して其流行も亦他の有形物の流行の如く時ゑ隨て趣向を改め或時は盆栽の風致と爲り又或時は古銅器物の鑑定と爲り又或時は古書畫寶物等の探索と爲り何れも書局者の無學無識を瞞着するには屈强の仕事ゑして此種の瞞着術に忘す者は最近の小說はザット一讀せざる可らず新繪畫の共進會又は古書の展覽會等へは屹と出席して熟心の風を裝はざる可らず常に此邊ゑ注意して一物の微と雖も等閑に附す可らざるなり

私は今年[illegible]らずもレント（耶蘇教式ゑ在る四十日の齋日）に遇ふて心中大に悅びたり若し然らざりしなば私の寡聞なる何として彼の大統領の就任式等で米國獨立の百年祭等を人に嗤はれもせで無難に經過する事を得んや百年祭の事あるや凡そ二周間以前より私は毎夜數時間眼を米國の歷史にさらし斯國獨立の所以を一通り記憶して例の百年祭に流行士女と對峙して耻しからぬ樣にせんものと一心不亂ゑ身の疲勞をも顧みず屢々私の兄弟共又は附きの女中に意見せられて寢室ゑ提携せられし事あり今ゑして之を思へばその間の勞苦はおか〻書籍に盡し難し唯流行社會に擯斥せられまじと思ふ一念の凝て此勉强勞苦を惹起せしものなり斯る中ゑレントに際會したれば之を口實に諸宴會の虎口を逭れたるゑそ勿怪の幸なれ今や私は正銘無垢一點の非も打ち難き古器珍物をも所有し其外舞踏會宴會等に用ふる衣服も新調して禮儀作法も流行形を覺えたれば心身共に流行社會ゑ仲間入する丈けの一人前の女子とはなれり若し斯くせざれば私は當國貴婦士女の社會に入れられずして罪を法律に得ざるも一人前の權利を上流社會ゑ保つ事能はざる可し云々

官報

朕交際官並領事貴用條例中追加ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治廿二年六月廿六日　内閣總理大臣伯爵黑田清隆　外務大臣伯爵大隈重信

勅令第八十七號

明治十九年（七月）勅令第四十九號交際官並領事貴用條例中左ノ通追加ス

第一號

公使領事以下官員年俸表中

「倫敦　馬耳塞　里昂　羅海　ホノル、リバプール　紐育」ノ部ニ「ヴァンクーバー」ヲ加フ

「伯林　メルボルン　ブレーメン　未蘭」ノ部ニ「オグッサ」ヲ加フ

「清國　天津　新嘉坡」ノ部ニ「ポンペー」ヲ加フ

第三號

本邦在所在留外人治罪分定額表中

「和蘭兒　直行」ノ部ニ「ヴァンクーバー」ヲ加フ

朕陸軍衛生公布セシム

御名

明治廿二年六月廿六日

勅令第八十八號

第一條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス

第二條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス

第三條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス

第四條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス

第五條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス

第六條　陸軍衛生公布ノ件ヲ廢ス